

## またまた 勝利命令！ 不当労働行為を認定

東京都労働委員会が

「J R 東海労に基本協約を

持たせないことを意図したことは

支配介入に当たる」と断定！

会社は基本協約を直ちに締結し

J R 東海労に謝罪せよ！